

# 狭あい道路の後退にご協力ください!!

飯能市では、狭あい道路（建築基準法第42条第2項道路等）の後退用地（いわゆるセットバック部分）を積極的に整備し、生活環境の向上や安全で住みよいまちづくりを進めるため、土地所有者の状況（ケース）に合わせて以下のとおり道路整備事業を推進しています。

## ケース① 後退用地を市に寄附採納する

- 「飯能市私道寄附採納要綱」に基づき、市に後退用地の寄附の申請手続きを行います。後退用地の測量・分筆は所有者が行い、所有権移転登記は市が行います<sup>(※1)</sup>。  
(※1)申請条件の概要については裏面の要綱①をご覧ください。 【担当課：建設管理課】
- 寄附手続き完了後、「飯能市道路後退部分等の分筆登記に関する補助金交付要綱」に基づき、市に補助金の申請を行うことができます。1申請当たり上限 10万円（すみ切り1箇所につき2万円加算）の補助額となります<sup>(※2)</sup>。  
(※2)補助要件の概要等については裏面の要綱②をご覧ください。 【担当課：建築課】
- 寄附された後退用地は、前面道路の状況を踏まえ順次舗装等の整備を行います<sup>(※3)</sup>。  
 なお、寄附後の後退用地の維持管理は市が行います。  
(※3)整備は予算の範囲内での実施となります。 【担当課：道路公園課】

事情により寄附採納できないとき

## ケース② 後退用地の整備に同意する

- 後退用地を市に寄附できないものの、整備（舗装等）に同意される場合には「飯能市道路後退用地整備要綱」に基づき、後退用地の整備に関する申請手続きを行うことができます。申請にあたっては後退用地の位置が確定していること、後退用地に支障物が無いこと等の条件<sup>(※4)</sup>を満たす必要があります。  
(※4)申請条件の概要については裏面の要綱③をご覧ください。 【担当課：建築課・道路公園課】
- 申請手続き完了後、前面道路の状況を踏まえ、順次舗装等の整備を行っていきます<sup>(※5)</sup>。後退用地の整備を市が行うのは 1度限りで、整備後の後退用地の維持管理は土地所有者等が行います。申請後の後退用地は固定資産税の減免の対象となる場合があります。  
(※5)整備は予算の範囲内での実施となります。 【担当課：道路公園課】

### ●ケース別 後退用地の管理区分表

後退用地の位置付け	舗装整備の実施者	整備後の維持管理
ケース①（寄附済み）	市	市
ケース②（未寄附・舗装整備同意済み）	市（1度限り）	所有者
その他（未寄附・舗装整備に未同意）	—	所有者

裏面には狭あい道路の後退に関連する要綱の概要が記載されています

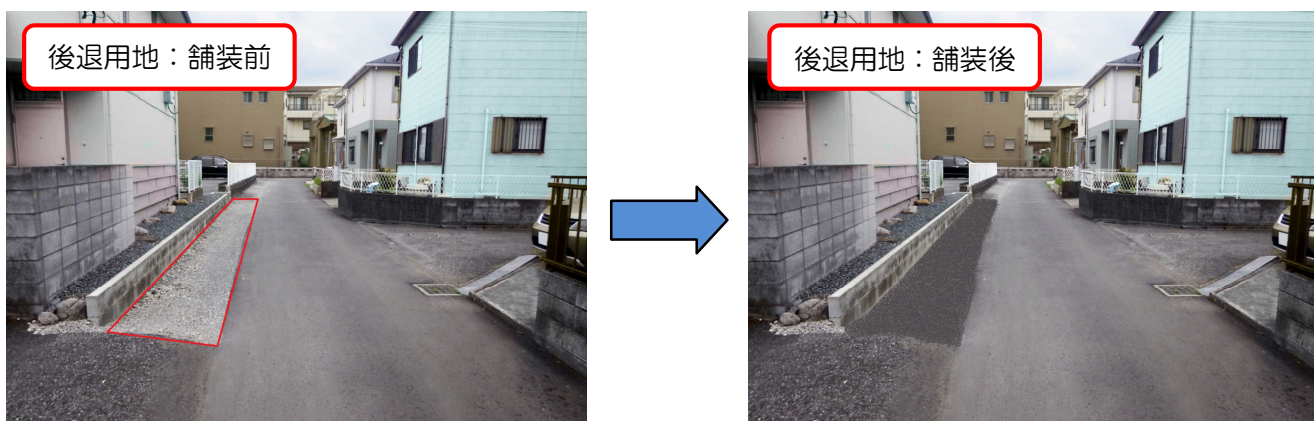
## ●狭あい道路の後退に関連する要綱の概要

要綱① 飯能市私道寄附採納要綱	
要綱の概要	私道や私有地を道路用地として市に寄附することに関する手続きを定めた要綱
寄附対象となる後退用地の条件	後退用地が分筆され、境界が石杭等で明確に表示されていること
	通行上支障となる占有物件等がないこと
	建築基準法第42条第2項等の市道に接していること

要綱② 飯能市道路後退部分等の分筆登記に関する補助金交付要綱	
要綱の概要	「飯能市私道寄附採納要綱」に基づき、後退用地を市に無償譲渡した場合に、分筆測量等の経費の一部を補助することを定めた要綱
補助額	上限10万円（すみ切り部分1箇所あたり2万円加算）
補助対象となる経費	測量費、分筆登記の申請費、境界標設置費ほか

要綱③ 飯能市道路後退用地整備要綱	
要綱の概要	私有地である後退用地の道路整備を希望する場合に、土地所有者等が行う手続きを定めた要綱
整備の内容	後退用地を前面の市道と同様の形態（舗装等）にする
整備対象となる後退用地の条件	建築基準法第42条第2項等の市道に接していること
	位置が確定していること
	通行上支障となるものがないこと
	登記上の地目が田又は畑でないこと
	市の施行する土地区画整理事業地内でないこと
維持管理等	市施工による舗装整備は1度限り。その後の維持管理は所有者が行う

## ●後退用地の整備（舗装）のイメージ



	飯能市 建設部 建築課 建築指導担当	☎042-973-2170
【問い合わせ先】	飯能市 建設部 建設管理課 管理・地籍調査担当	☎042-986-5082
	飯能市 建設部 道路公園課 維持担当	☎042-973-2127